

パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。（なお、意見募集案件以外のご意見は公表いたしません。）

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	公園施設長寿命化計画（案）について
意見募集期間	令和8年2月16日 から 令和8年3月7日 まで
担当部署（問合せ先）	建設水道部都市施設課 （電話 0167-39-2313）
意見提出件数	意見提出者数 1人 （ <input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> 法人 ）
	意見提出件数 1件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
公園が冬期間地域の雪捨て場みたいに使われている。堆積された雪は溶けるのも遅くなり公園の利用時期も遅くなるし遊具や施設にも影響が出ると思われるが公園を雪捨て場として使用しても良いのでしょうか？（1件）	公園施設長寿命化計画は自然劣化に対する対策を講じるものであり、投雪のような人的要因による劣化・破損に対して対策を講じるものではないため、本計画に反映することはできませんが、ご意見いただいた通り、公園に雪を捨てると、雪解けが遅れて利用開始が遅くなるほか、重機による投雪で遊具などの施設が壊れるおそれがあります。このため、公園を雪捨て場として利用することは禁止しています。また、広報等でも重機による投雪を行わないよう周知しております。

広報紙 4月号への掲載

市のホームページへの掲載（掲載日3月19日）